

コロナウイルス文献情報とコメント(拡散自由)

2023年3月11日

BMJ:WHOは、引き続きCOVID-19を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定

【松崎雑感】

「油断をするな！国際的連携をさらに充実させよう」と言うのが、WHOのスタンスと読み取れました。国際パンデミック条約締結に向けた努力が進行中です。

WHOは、引き続きCOVID-19を「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定

McVernon J, Liberman J. WHO keeps covid-19 a public health emergency of international concern. *BMJ*. 2023;380:p504. Published 2023 Mar 6. doi:10.1136/bmj.p504

賢明な決断-緊急事態の定義に合致

2023年1月30日、WHOテドロス事務総長は、COVID-19が引き続き「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の状態にあると認定したことを明らかにした。

同時に、テドロス氏は、COVID-19緊急対策委員会から、「COVID-19パンデミックが移行期に差し掛かっているようだ」とするアドバイスを受けたことを認めた。PHEICがいつまで継続されるかについては、様々な意見がある。

PHEICは世界的に蔓延する疾患の対策の枠組みを定めた「国際保健規則 International Health Regulations」に基づいて、事務総長が決定する。PHEICは、全世界に広がり、公衆保健に並外れた脅威をもたらし、国際的共同に基づいた対策の必要な事態と定義されている。認定にあたっては主観的な判断が入ることは避けられない。

PHEICは国際保健規則に基づいて宣言される最高レベルの唯一の警告である。警告として有効に機能するかどうかについては議論の余地がある。WHO事務総長の権限で「暫定的推奨措置temporary recommendations」の実施を呼びかける。具体的には、疾患の流行している国とそうでない国に対して、流行の拡大を抑える対策を行う事、そして、不必要な旅行や通商の制限を行わないようにするなどの対策を呼び掛ける。暫定的推奨措置実施に法的義務は科されないが、疾患の流行を押さえる対策の実施とともに、人と物の国際的交流を正当な理由なく制限しないようにすることも呼び掛けられる。

引き続きリスク

事務総長が、現時点でCOVID-19がPHEICクライテリアに合致していると認めた判断は正しい。

COVID-19の感染者と死亡者は全世界に「並外れた」インパクトをもたらし続けている。さらに、ヒトから多くの哺乳類に感染が発生しているが、ウイルスの適応的变化はほとんど起きておらず、哺乳類におけるCOVID-19ウイルスの保有状態も明らかになっていない。このような背景があるため、より感染力と毒性の高い新たな懸念変異株が発生して、免疫すり抜けと治療薬の無効化が進行する惧れは、高いレベルで続いている。

懸念変異株が小地域、小集団で発生すると、たちまち世界中に広がる恐れがある。したがって、世界各国でウイルスサーベイランスが行われなくなっている現在、計画的なゲノム解析と疫学調査を継続する必要がある。

これまでに存在する感染症報告システムにCOVID-19を組み込むことを最優先課題とする必要がある。さらにロングコロナの影響も精査する必要がある。WHOのウイルス変異に関するテクニカル諮問グループは、最近の中国におけるオミクロン株流行と、アメリカにおけるXBB1.5の流行が世界全体の脅威となる可能性について注目している。

しかし、これらのウイルスが他の地域で流行するかどうかを判断するためには、それぞれの地域の過去の流行歴やワクチン接種状況を考え合わせる必要がある。

ワクチン分配の不公平により、健康被害が大きく、変異株発生のおそれが高い地域が多いことが問題である。

この2年間でワクチン接種が感染と重症化を大きく抑えることが明らかになってきた。しかし、ワクチン免疫がどれくらい有効か、そして、新たな変異株がどのように流行するかを長期的にモニターする必要がある。また、ワクチン接種をしっかりと進めることがCOVID-19に耐えられる社会を作るために重要である。

COVID-19対策を国際的に調整して進めることが、死活的に重要である。有効性が証明されている非薬物的感染対策、ワクチン、抗ウイルス治療を総合的に進めるとともにその内容を発展させることも求められる。現在地域的流行病に移行しつつあるCOVID-19ではあるが、高齢者にとっては引き続き重症化リスクをもたらすことが明らかである。

一方、若年層における重症化をふせぐために、予防・治療戦略のレビューが必要である。どのような変異株に対しても有効な対策を開発することが重要であり、国際協力によって推進するべきである。

今後COVID-19がどのような経過をたどるかの不確実性は高い。WHO緊急対策委員会と事務総長は、このような状況下でPHEICを終了させることの危険性をよく理解しており、慎重にタイミングを測っている。一方、世界的緊急事態を管理するための取り決めの改訂作業も同時に進められている。

WHOは加盟国とともに、現在の国際健康規則という枠組みを、国際パンデミック条約と言う枠組みに作り替える作業を始めた。具体的には、健康緊急事態に中間段階を作り、地域的な緊急事態アラートを設定することが提案されている。

COVID-19がパンデミックであると呼ばれているのだが、実は国際健康規則には、このパンデミックと言う用語はない。

検討中のパンデミック条約草案では、現行の国際保健規則よりも広い合意の形成を追求している。

特に、人獣共通感染症のサーベイランスシステムを整備して、新興感染症に対する十分な備えをすることが提起されている。

パンデミック条約においては、現行のPHEICよりも細分化されたアラートを設定し、開始と終了の条件を整備することが検討されている。

加盟国から事務総長にこれらの事項に関する提案を受け付けるようになるかどうかは未定である。